

鹿児島県水産業経営安定支援資金利子補給金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、鹿児島県水産業経営安定支援資金融通助成事業実施要領（以下「要領」という。）第3に規定する水産業経営安定支援資金（以下「経営安定支援資金」という。）を貸し付ける要領第7、第15及び第22に規定する融資機関（以下「融資機関」という。）に対し、予算の範囲内において利子補給金を交付するものとし、その交付については、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(利子補給の対象となる額及び利子補給率)

第2条 前条の利子補給の対象となる経営安定支援資金の利子補給率は、次のとおりとする。

区 分	利子補給率
1 要領第5に規定する中小漁業者のうち、以西底びき網漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第2条第2号に掲げる漁業をいう。）又はかつお・まぐろ漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令第2条第12号に掲げる漁業をいう。）のうち総トン数20トン以上120トン未満の動力漁船によるものをいう。）を主として営む中小漁業者に貸し付けられた資金	年0.80パーセント
2 要領第5に規定する中小漁業者のうち、1に掲げた者以外の中小漁業者に貸し付けられた資金	年1.25パーセント
3 要領第12の中小漁業者に貸し付けられた資金	年0.15パーセント
4 要領第20に規定する水産加工経営改善促進支援資金のうち、常時使用する従業員の数100人を超える水産加工業者及び組合に係る融資	年0.80パーセント
5 要領第20に規定する水産加工経営改善促進支援資金のうち、4に掲げたもの以外の融資	年1.25パーセント

(利子補給契約の締結)

第3条 第1条の利子補給金の交付を受けようとする融資機関は、水産業経営安定支援資金利子補給契約書（別記様式第1号）により知事と利子補給契約を締結しなければならない。

(利子補給金の額)

第4条 第1条の規定により交付する利子補給金の額は、毎年1月1日から6月30日まで（以下「上期」という。）及び毎年7月1日から12月31日まで（以下「下期」という。）の各期間における要領第3に規定する各資金につき、融資平均残高（計算期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。）の総和をその期間の日数で除して得た金額とする。）に、それぞれ第2条に規定する利子補給率を乗じて得た金額の合計額とする。ただし、円未満は切り捨てるものとする。

(利子補給の承認申請)

第5条 第3条の規定により利子補給契約を締結した融資機関は、経営安定支援資金の貸付けについて利子補給の承認を受けようとするときは、水産業経営安定支援資金利子補給承認申請書（別記様式第2号）に借入申込書の写しを添えて知事に申請するものとする。

2 前項において、融資機関の貸付けが農林中央金庫鹿児島支店又は九州信用漁業協同組合連合会（以下「農林中金等」という。）の転貸による場合は、農林中金等の原資供給に関

する意見書を併せて添付するものとする。

(利子補給の承認)

第6条 知事は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査の上利子補給の諾否を決定し、利子補給を行うことが適当と認めたものについては、水産業経営安定支援資金利子補給承認通知書（別記様式第3号）により当該申請を行った融資機関にその旨を通知するものとする。

2 前項の通知は、農林中金等の転貸に係るものについては、原資供給機関に対しても行うものとする。

(利子補給の変更承認)

第7条 利子補給に係る経営安定支援資金の償還期限等の変更に伴う利子補給の変更（利子補給金の減少に係るものを除く。）は、融資機関が提出する水産業経営安定支援資金利子補給変更承認申請書（別記様式第4号）及びその理由を記した理由書に基づき、知事が水産業経営安定支援資金利子補給変更承認通知書（別記様式第3号）を交付することによって行うものとする。

(貸付けの実行報告)

第8条 融資機関は、第6条の利子補給の承認を受けた経営安定支援資金の貸付けを実行したとき又は第7条の変更承認を受けて償還期限等の変更をしたときは、水産業経営安定支援資金貸付実行（変更）報告書（別記様式第5号）を速やかに知事に提出するものとする。

(利子補給金の交付申請)

第9条 規則第3条の補助金等交付申請書は別記様式第6号によるものとし、同条の規定により当該申請書に添付すべき書類は、水産業経営安定支援資金利子補給金計算書とする。

2 利子補給金交付申請書の提出期限は、上期については7月15日、下期については翌年の1月15日とする。

(利子補給金の交付の決定及び確定の通知)

第10条 知事は、規則第3条の補助金等交付申請書を受理した場合は、規則第4条及び第14条の規定に基づき利子補給金の交付決定及び交付額の確定を行うものとし、水産業経営安定支援資金利子補給金交付決定及び確定通知書（別記様式第7号）により通知するものとする。

(利子補給金の交付)

第11条 この利子補給金は、精算払により交付するものとする。

2 規則第16条第1項の補助金等交付請求書は別記様式第8号のとおりとする。

3 知事は、前項の請求があった場合においてその内容が適当であると認めたときは、当該請求書を受理した日から30日以内に利子補給金を交付するものとする。

(利子補給金の打ち切り等)

第12条 知事は、規則第17条の各項に定めるもののほか、次に掲げる場合は、融資機関に対する利子補給の全部又は一部について打ち切ることができる。

- (1) 知事が要領第9の3の(5)の規定に基づき漁業経営維持安定資金利子補給に係る再建計画の認定の取消しを行ったとき
- (2) 知事が要領第17の7の規定に基づき漁業経営再建資金利子補給に係る認定再建計画の認定の取消しを行ったとき
- (3) 経営安定支援資金を借り受けた者が当該借入金をその目的以外の目的に使用したとき
- (4) 経営安定支援資金を貸し付けた融資機関がこの要綱、規則又は要領に違反したとき

(立入検査等)

第13条 融資機関は、知事が規則第22条に基づき報告の徴収又は立入検査を必要とした場合これに協力しなければならない。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成18年6月26日から施行する。

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

鹿児島県漁業経営維持安定資金利子補給金交付要綱

鹿児島県漁業経営再建資金利子補給金交付要綱

鹿児島県漁業経営高度化促進支援資金利子補給金交付要綱

鹿児島県水産加工経営改善促進資金利子補給補助金交付要綱

3 この要綱の施行の日前の貸付けに係る漁業経営維持安定資金、漁業経営再建資金、漁業経営高度化促進支援資金及び水産加工経営改善促進資金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年12月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年11月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月18日から施行する。

別記様式第1号（第3条関係）

その1（漁業経営維持安定資金）

水産業経営安定支援資金（漁業経営維持安定資金）利子補給契約書

鹿児島県（以下甲という。）と（以下乙という。）

とは、乙が貸し付ける鹿児島県水産業経営安定支援資金融通助成事業実施要領（以下「実施要領」という。）第4に規定する漁業経営維持安定資金につき、甲が乙に対し利子補給金を交付することについて次の条項を契約する。

第1条 甲は、乙の貸付けに係る漁業経営維持安定資金につき、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）及び鹿児島県水産業経営安定支援資金利子補給金交付要綱（以下「交付要綱」という。）の定めるところにより、乙に対し利子補給金を交付する。

第2条 乙の貸付けに関し、甲の行う利子補給は、乙の利子補給承認申請書に基づき、甲が利子補給承認通知書を交付することによって行うものとする。

第3条 乙の貸付けの償還期限等の変更（利子補給金の減少に係るものを除く。）に基づく甲の利子補給の変更は、交付要綱第7条の定めるところによる。

第4条 乙は、貸付けを行ったとき、又は貸付けの償還期限等を変更したときは貸付実行（変更）報告書を速やかに甲に提出するものとする。

第5条 甲が乙に対して交付する利子補給金の額は、交付要綱第4条の規定により算出した額とする。

第6条 乙は、交付要綱第11条の定めるところにより、甲に対し交付要綱第4条の規定により算出した額を利子補給金交付請求書により請求するものとする。

第7条 甲は、交付要綱第11条の定めるところにより、乙から前条の請求書を受理したときは、その日から30日以内にこれを支払うものとする。

第8条 乙は、その行った融資について経理を明らかにすることとする。

第9条 乙は、常に甲の利子補給に係る貸付債権の保全に必要な注意を払わなければならないものとする。

第10条 乙は、漁業経営維持安定資金の貸付け及び利子補給に係る帳票等を他と区別して事業終了後5年間保存しておくものとする。

第11条 甲は、次のいずれかに該当すると認められる場合には、乙に対する利子補給の全部又は一部について打ち切ることができる。

(1) 実施要領第9の3の(5)の規定に基づき、甲がその利子補給に係る漁業経営再建計画の認定の取り消しを行ったとき

(2) 甲の利子補給に係る漁業経営維持安定資金を借り受けた者がその借入金をその目的以外の目的に使用したとき

2 甲は、乙が規則、交付要綱、実施要領又はこの契約に違反したときは、乙に対する利子補給の全部若しくは一部の返還を請求することができる。

第12条 乙は、甲の利子補給に係る漁業経営維持安定資金の融資に関し、甲が報告を求めた場合、又は甲の職員をして当該融資に関する帳簿、書類等を調査させることを必要とした場合には、これに協力しなければならない。

第13条 この契約の内容に変更を加えようとするときは、その都度、甲乙両者の協議により行うものとする。

第14条 この契約に嫌疑を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙両者の協議により定めるものとする。

第15条 この契約書は、2通作成し、甲及び乙において、各1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 鹿児島県
契約担当者 住 所
職・氏名

印

乙 住 所
融資機関名
代表者名

印

別記様式第1号（第3条関係）

その2（漁業経営再建資金）

水産業経営安定支援資金（漁業経営再建資金）利子補給契約書

鹿児島県（以下甲という。）と（以下乙という。）

とは、乙が貸し付ける鹿児島県水産業経営安定支援資金融通助成事業実施要領（以下「実施要領」という。）第11に規定する漁業経営再建資金につき、甲が乙に対し利子補給金を交付することについて次の条項を契約する。

第1条 甲は、乙の貸付けに係る漁業経営再建資金につき、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）及び鹿児島県水産業経営安定支援資金利子補給金交付要綱（以下「交付要綱」という。）の定めるところにより、乙に対し利子補給金を交付する。

第2条 乙の貸付けに関し、甲の行う利子補給は、乙の利子補給承認申請書に基づき、甲が利子補給承認通知書を交付することによって行うものとする。

第3条 乙の貸付けの償還期限等の変更（利子補給金の減少に係るものを除く。）に基づく甲の利子補給の変更は、交付要綱第7条の定めるところによる。

第4条 乙は、貸付けを行ったとき、又は貸付けの償還期限等を変更したときは貸付実行（変更）報告書を速やかに甲に提出するものとする。

第5条 甲が乙に対して交付する利子補給金の額は、交付要綱第4条の規定により算出した額とする。

第6条 乙は、交付要綱第11条の定めるところにより、甲に対し交付要綱第4条の規定により算出した額を利子補給金交付請求書により請求するものとする。

第7条 甲は、交付要綱第11条の定めるところにより、乙から前条の請求書を受理したときは、その日から30日以内にこれを支払うものとする。

第8条 乙は、その行った融資について経理を明らかにすることとする。

第9条 乙は、常に甲の利子補給に係る貸付債権の保全に必要な注意を払わなければならないものとする。

第10条 乙は、漁業経営再建資金の貸付け及び利子補給に係る帳票等を他と区別して事業終了後5年間保存しておくものとする。

第11条 甲は、次のいずれかに該当すると認められる場合には、乙に対する利子補給の全部又は一部について打ち切ることができる。

(1) 実施要領第17の7の規定に基づき、甲がその利子補給に係る漁業経営再建計画の認定の取り消しを行ったとき

(2) 甲の利子補給に係る漁業経営再建資金を借り受けた者がその借入金をその目的以外の目的に使用したとき

2 甲は、乙が規則、交付要綱、実施要領又はこの契約に違反したときは、乙に対する利子補給の全部若しくは一部の返還を請求することができる。

第12条 乙は、甲の利子補給に係る漁業経営再建資金の融資に関し、甲が報告を求めた場合、又は甲の職員をして当該融資に関する帳簿、書類等を調査させることを必要とした場合には、これに協力しなければならない。

第13条 この契約の内容に変更を加えようとするときは、その都度、甲乙両者の協議により行うものとする。

第14条 この契約に嫌疑を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙両者の協議により定めるものとする。

第15条 この契約書は、2通作成し、甲及び乙において、各1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 鹿児島県
契約担当者 住 所
職・氏名

印

乙 住 所
融資機関名
代表者名

印

別記様式第1号（第3条関係）

その3（水産加工経営改善促進資金）

水産業経営安定支援資金（水産加工経営改善促進資金）利子補給契約書

鹿児島県（以下甲という。）と（以下乙という。）

とは、乙が貸し付ける鹿児島県水産業経営安定支援資金融通助成事業実施要領（以下「実施要領」という。）第19に規定する水産加工経営改善促進資金につき、甲が乙に対し利子補給金を交付することについて次の条項を契約する。

第1条 甲は、乙の貸付けに係る水産加工経営改善促進資金につき、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）及び鹿児島県水産業経営安定支援資金利子補給金交付要綱（以下「交付要綱」という。）の定めるところにより、乙に対し利子補給金を交付する。

第2条 乙の貸付けに関し、甲の行う利子補給は、乙の利子補給承認申請書に基づき、甲が利子補給承認通知書を交付することによって行うものとする。

第3条 乙の貸付けの償還期限等の変更（利子補給金の減少に係るものを除く。）に基づく甲の利子補給の変更は、交付要綱第7条の定めるところによる。

第4条 乙は、貸付けを行ったとき、又は貸付けの償還期限等を変更したときは貸付実行（変更）報告書を速やかに甲に提出するものとする。

第5条 甲が乙に対して交付する利子補給金の額は、交付要綱第4条の規定により算出した額とする。

第6条 乙は、交付要綱第11条の定めるところにより、甲に対し交付要綱第4条の規定により算出した額を利子補給金交付請求書により請求するものとする。

第7条 甲は、交付要綱第11条の定めるところにより、乙から前条の請求書を受理したときは、その日から30日以内にこれを支払うものとする。

第8条 乙は、その行った融資について経理を明らかにすることとする。

第9条 乙は、常に甲の利子補給に係る貸付債権の保全に必要な注意を払わなければならないものとする。

第10条 乙は、水産加工経営改善促進資金の貸付け及び利子補給に係る帳票等を他と区別して事業終了後5年間保存しておくものとする。

第11条 甲は、その利子補給に係る水産加工経営改善促進資金を借り受けた者が当該借入金を水産加工経営改善促進資金の目的以外の目的に使用したときは、乙に対する利子補給を打ち切ることができる。

2 甲は、乙が規則、交付要綱、実施要領又はこの契約に違反したときは、乙に対する利子補給の全部若しくは一部の返還を請求することができる。

第12条 乙は、甲の利子補給に係る水産加工経営改善促進資金の融資に関し、甲が報告を求めた場合、又は甲の職員をして当該融資に関する帳簿、書類等を調査させることを必要とした場合には、これに協力しなければならない。

第13条 この契約の内容に変更を加えようとするときは、その都度、甲乙両者の協議により行うものとする。

第14条 この契約に嫌疑を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙両者の協議により定めるものとする。

第15条 この契約書は、2通作成し、甲及び乙において、各1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 鹿児島県
契約担当者 住 所
職・氏名

印

乙 住 所
融資機関名
代表者名

印

別記様式第2号（第5条関係）

水産業経営安定資金（

資金）利子補給承認申請書

第 年 月 日

鹿児島県知事

殿

（融資機関）住 所
名 称
代表者名

下記の水産業経営安定資金（

資金）の貸付について、利子補給を受けたいので、申請します。

記

貸付の相手方	貸付予定額（円）	貸付予定期間	貸付利率（%）	利子補給率（%）	据置期間	償還期限	債務保証委託		備考
							有（委託先）	無	

別記様式第3号（第6条，7条関係）

水産業経営安定資金（

資金）利子補給（変更）承認通知書

水振第 号
年 月 日

殿

鹿児島県知事

印

年 月 日付け 第 号で承認のあった水産業経営安定資金（ 資金）の利子補給について，鹿児島県水産業経営安定支援資金利子補給交付要綱第6条（第7条）の規定に基づき，下記のとおり承認したから通知します。

記

承認 年度	承認 番号	貸付の相手方	申請額（円）	承認額（円）	貸付 利率 （%）	利子 補給率 （%）	貸付 予定期間	据置期間	償還期限	債務保証委託		備考
										有	無	

別記様式第4号（第7条関係）

水産業経営安定資金（

資金）利子補給変更承認申請書

第 年 月 日

鹿児島県知事

殿

（融資機関）住 所
名 称
代表者名

年 月 日付け 第 号で承認のあった水産業経営安定資金（ 資金）の利子補給について、変更承認を受けたいので、鹿児島県水産業経営安定支援資金利子補給交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

貸付の相手方	貸付予定額（円）	貸付予定期間	貸付利率（%）	利子補給率（%）	据置期間	償還期限	債務保証委託		備考
							有（委託先）	無	

別記様式第5号（第8条関係）

水産業経営安定資金（

資金）貸付実行（変更）報告書

第 号
年 月 日

鹿児島県知事

殿

（融資機関）住 所
名 称
代表者名

年 月 日付け 第 号で承認のあった水産業経営安定資金（ 資金）の利子補給について、下記のとおり貸付けの実行（変更）をいたしましたので、鹿児島県水産業経営安定支援資金利子補給交付要綱第8条の規定に基づき、報告します。
記

承認 年度	承認 番号	貸付の相手方	申請額（円）	承認額（円）	貸 付 利 率 （%）	利 子 補 給 率 （%）	貸 付 予 定 期 間	据置期間	償還期限	債務保証委託		備 考
										有	無	

鹿児島県知事

殿

（融資機関）

住 所
名 称
代表者名

年度 期水産業経営安定支援資金（ 資金）利子補給金交付申請書

鹿児島県補助金交付規則第3条及び鹿児島県水産業経営安定支援資金利子補給金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり 年度 期水産業経営安定支援資金（ 資金）利子補給金を交付して下さるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 利子補給金交付申請額 円

2 内訳

区 分	金 額	備 考
年度承認分	円	
年度承認分	円	
年度承認分	円	
年度承認分	円	
年度承認分	円	
計		

3 添付資料 別紙利子補給計算書

(添付資料)

年度 期水産業経営安定支援資金 () 資金利子補給金計算書
 (計算期間 年 月 日～ 年 月 日)

金融機関名 _____
 担当者名 _____

承認 年度	承認 番号	貸付の相手方	資金の 種 類	利 子 補給率 (%) a	当 初 貸付額 (千円)	期首残高 (千円) b	期中貸付		期 中 償 還			期 末 残 高 (千円) f= b+c+d-e	貸付 日数 g	積 数 (千円) h=f×g	融資平均 残 高 (円) i=h/365	利 子 補給額 (円) i×a	
							月日	金 額 (千円) c	約 定 償 還		繰 上 償 還						
									月日	金 額 (千円) d	月日						金 額 (千円) e
				利子補給率別小計													
			資金の種類別小計														
承認年度別小計																	
融資機関合計																	

(注) 融資平均残高及び利子補給額は、小数点以下は切り捨てること。

水 振 第 号
年 月 日

様

鹿児島県知事 印

年度 期水産業経営安定支援資金（ 資金）利子補給金交付決定及
び確定通知書

年 月 日付で交付申請のあった 年度 期水産業経営安定支援資
金（ 資金）利子補給金については、鹿児島県補助金等交付規則第4条の規定
により次のとおり交付することに決定し、同規則第14条の規定により交付額は、交付決定
額と同額に確定したので通知します。

記

- | | | | |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付確定額 | 金 | 円 |

別記様式第8号（第11条関係）

第 号
年 月 日

鹿児島県知事 殿

住所
(融資機関) 名称
代表者名

年度 期水産業経営安定支援資金（ 資金）利子補給金交付請求書

年 月 日付け第 号の交付決定及び確定通知書に基づく 年度
期水産業経営安定支援資金（ 資金）利子補給金を交付して下さるよう鹿児島
県補助金等交付規則第16条の規定により下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

預金口座番号
(金融機関名)

当座
本、支店 号
普通

フリガナ
預金口座名義人